

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与取扱細則の一部改正

国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与取扱細則を次のとおり改正する。

現行	改正案	備考																								
<p>国立大学法人東京農工大学非常勤職員給与取扱細則</p> <p style="text-align: right;">平成17年4月28日 17経教 細則第8号</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 非常勤職員給与規程第6条第3項第2号に規定する時間給算出に当たって定める「別に定める1週間当たりの勤務時間数」及びその取扱いは、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="138 759 925 1246"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>勤務時間数</th> <th>時間給算出に当たっての取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常勤講師</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校医</td> <td>30</td> <td>非常勤職員給与規程第6条第3項第2号に定める算式中の「12」に特別給支給割合を加えることができるものとする。<u>この場合において、同条第2項に規定する俸給表は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第8イの医療職俸給表（一）を適用するものとする。</u></td> </tr> <tr> <td>上記以外の非常勤職員</td> <td>40</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 略</p> <p>第4条 農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターのフルタイム契約職員として採用された者のうち、伐木、集運材又は育林等の林業関</p>	職名	勤務時間数	時間給算出に当たっての取扱い	非常勤講師	10		学校医	30	非常勤職員給与規程第6条第3項第2号に定める算式中の「12」に特別給支給割合を加えることができるものとする。 <u>この場合において、同条第2項に規定する俸給表は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第8イの医療職俸給表（一）を適用するものとする。</u>	上記以外の非常勤職員	40		<p>第1条 省略（現行どおり）</p> <p><u>第1条の2 非常勤職員給与規程第6条第3項に規定する「職務区分に応じて別に定める相当級号俸」は、別表第1から別表第3のとおりとする。</u></p> <p>第2条 非常勤職員給与規程第6条第3項第2号に規定する時間給算出に当たって定める「別に定める1週間当たりの勤務時間数」及びその取扱いは、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1028 759 1814 1086"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>勤務時間数</th> <th>時間給算出に当たっての取扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常勤講師</td> <td>10</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校医</td> <td>30</td> <td>非常勤職員給与規程第6条第3項第2号に定める算式中の「12」に特別給支給割合を加えることができるものとする。</td> </tr> <tr> <td>上記以外の非常勤職員</td> <td>40</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3条 省略（現行どおり）</p> <p>第4条 農学部附属広域都市圏フィールドサイエンス教育研究センターのフルタイム契約職員として採用された者のうち、伐木、集運材又は育林等の林業関</p>	職名	勤務時間数	時間給算出に当たっての取扱い	非常勤講師	10		学校医	30	非常勤職員給与規程第6条第3項第2号に定める算式中の「12」に特別給支給割合を加えることができるものとする。	上記以外の非常勤職員	40		
職名	勤務時間数	時間給算出に当たっての取扱い																								
非常勤講師	10																									
学校医	30	非常勤職員給与規程第6条第3項第2号に定める算式中の「12」に特別給支給割合を加えることができるものとする。 <u>この場合において、同条第2項に規定する俸給表は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第8イの医療職俸給表（一）を適用するものとする。</u>																								
上記以外の非常勤職員	40																									
職名	勤務時間数	時間給算出に当たっての取扱い																								
非常勤講師	10																									
学校医	30	非常勤職員給与規程第6条第3項第2号に定める算式中の「12」に特別給支給割合を加えることができるものとする。																								
上記以外の非常勤職員	40																									

係業務を職務内容とする技能補佐員（雇用予定期間が6月以上の者で、かつ勤務日及び勤務時間が常勤職員とほぼ同様である者に限る。以下「林業技能補佐員」という。）で、かつ、扶養親族を有する林業技能補佐員については、非常勤職員給与規程第6条第3項第1号の算式を次の算式に読み替えて得られた額の範囲をもって日給とすることができるものとする。

$$((\text{俸給月額} + \text{地域手当} + \text{加算額}) \times 12) \div (40 \times 52) \times (\text{定められた1日の勤務時間数})$$

2～3 略

第5条 略

附 則 略

係業務を職務内容とする技能補佐員（雇用予定期間が6月以上の者で、かつ勤務日及び勤務時間が常勤職員とほぼ同様である者に限る。以下「林業技能補佐員」という。）で、かつ、扶養親族を有する林業技能補佐員については、非常勤職員給与規程第6条第3項第1号の算式を次の算式に読み替えて得られた額の範囲をもって日給とすることができるものとする。

$$((\text{俸給月額} + \text{地域手当} + \text{加算額}) \times 12) \div (38.75 \times 52) \times (\text{定められた1日の勤務時間数})$$

2～3 省略（現行どおり）

第5条 省略（現行どおり）

附 則 省略（現行どおり）

別表第1

事務、技術、技能及び労務に関する職務を補佐する職務

一 採用から3年の期間

職務区分	相当級号俸
<u>事務に関する職務を補佐する職務</u>	1-25
<u>技術に関する職務（看護に関する職務を除く。）を補佐する職務</u>	
<u>技術に関する職務（看護に関する職務に限る。）を補佐する職務</u>	2-14
<u>技能、労務に関する職務を補佐する職務</u>	
<u>国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則別表に定める技能補佐員（以下「技能補佐員」という。）</u>	1-53
<u>国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則別表に定める臨時用務員（以下「臨時用務員」という。）</u>	1-45

この表は、国立大学法人東京農工大学非常勤職員就業規則（以下「就業規則」という。）第7条第1項に定める期間に適用する。

二 3年を超えて雇用される期間

職務区分	相当級号俸
事務に関する職務を補佐する職務	1-29
技術に関する職務（看護に関する職務を除く。）を補佐する職務	
技術に関する職務（看護に関する職務に限る。）を補佐する職務	2-20
技能、労務に関する職務を補佐する職務	
技能補佐員	1-60
臨時用務員	1-51

この表は、就業規則第7条第3項の規定の適用を受ける者に適用する。この場合において、本表の適用を開始する月は、当初の採用日が属する月（その日が月の中途であるときは、その日の属する月の翌月）とする。

別表第2

教育・研究に関する職務又はそれを補佐する職務

職種・ 学歴区分	経験年数ごとの相当級号俸						
	1年 未満	1年 以上 4年 未満	4年 以上 7年 未満	7年 以上 10年 未満	10年 以上 13年 未満	13年 以上 16年 未満	16年 以上
大学卒	2-1	2-5	2-17	2-29	2-41	2-53	2-57
助手・ 助教相 当							
修士課程 修了 専門職学 位課程修 了 大学6卒	2-13	2-17	2-29	2-41	2-53	2-65	
博士課程 修了	2-31	2-35	2-47	2-59	2-71	2-77	
博士課程 修了(大学 6卒後の	2-37	2-41	2-53	2-65	2-77		

	ものに限る。)									
	講師相当	常時勤務を要する職員として採用した場合に受けることとなる相当級号俸とする。ただし、講師相当は3-73、准教授相当は4-53、教授相当は5-37を上限とする。								
	准教授相当									
	教授相当									
<p>別表第3</p> <p>学校医の職務</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務区分</th> <th>相当級号俸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校医の職務</td> <td>常時勤務を要する職員として採用した場合に受けることとなる相当級号俸とする。</td> </tr> </tbody> </table>							職務区分	相当級号俸	学校医の職務	常時勤務を要する職員として採用した場合に受けることとなる相当級号俸とする。
職務区分	相当級号俸									
学校医の職務	常時勤務を要する職員として採用した場合に受けることとなる相当級号俸とする。									

附 則 (23細則第8号)

この細則は、平成23年4月1日から施行する。